

盛岡地方振興局長告示第67号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年9月18日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310100771	ケアサポート岩手さくら会 訪問介護事業所	盛岡市松園一丁目12番1号	盛岡市松園二丁目1番1号 パルセ大都	平成21年8月15日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0310100771	ケアサポート岩手さくら会 訪問介護事業所	盛岡市松園一丁目12番1号	盛岡市松園二丁目1番1号 パルセ大都	平成21年8月15日